

(様式 1 - 1 別紙 1)

盛岡市移住支援金の支給申請に関する誓約事項

- 1 盛岡市移住支援事業に関する報告及び立入調査について、盛岡市及び岩手県から求められた場合には、それに応じます。
- 2 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
- 3 世帯の全ての世帯員が過去 10 年以内に移住支援金の支給を受けていません。
- 4 以下の場合には、盛岡市移住支援金支給要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から 3 年未満に市の区域内から転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に市の区域内から転出した場合：半額